

鳥羽市全員協議会会議録

令和4年5月23日

○出席議員（14名）

1番	南川則之	2番	濱口正久
3番	瀬崎伸一	4番	片岡直博
5番	奥村敦	6番	河村孝
7番	山本哲也	8番	中世古泉
9番	木下順一	10番	戸上健
11番	浜口一利	12番	坂倉広子
13番	坂倉紀男	14番	世古安秀

○欠席議員（なし）

○出席説明者

・奥村農水商工課長、寺田係長

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 岩井 太  
議事総務係 岡村 なぎさ  
書 記

次長兼 平山智博  
議事総務係長

(午後 3時50分 再会)

○木下順一議長 皆さん、議会改革推進特別委員会に引き続き、大変お疲れさんです。

ただいまから全員協議会を再会いたします。

本日の案件につきましては、お手元に配布してあります事項書のとおりでございます。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項1、執行部からの報告事項。

①松尾第二期工業団地への企業進出についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

農水課長。

○奥村農水商工課長 農水商工課、奥村です。よろしくお願いいたします。

議会改革推進特別委員会のほうで大変お疲れのところ、お時間いただきましてありがとうございます。

松尾第二期工業団地の話なんですけれども、進出希望企業が来ておりまして、これまで対応を進めてまいりました。市からしますと、せっかく工業団地に来てくれる話ですし、鳥羽市全体の経済ですとか、あと雇用環境の多様化、そういったことを考えたときに、非常によい話だと判断しておりまして、このお話を進めてまいりました。後ほどご説明いたしますが、まさに漏れバケツ理論、最近よく議会でも言葉、単語として出てくると思いますが、その漏れを塞ぐよい例となるような企業進出だというふうに思っております。

ただし、今からご説明します企業なんです、排水を伴う事業形態でございます。鳥羽市民の環境と自然を守る条例に基づく関係者との協議のほか、やはり入ってきていただくということで、地域と良好な関係の中で進める必要があるために、現在慎重に進めている最中でございます。企業には、もちろん全ての法規制等のクリアをしてやっていただくわけですし、市も流域あと海域のことを考えて、皆様の安心・安全を考えて、環境保全協定などを企業と結んでいくことなどを考えております。

本当は、タイミングとしまして、全て協議が整ったタイミングでご説明させていただくことを考えておったんですが、日程的に次の議員の皆様が集まるのが開会日かなと思っております、そこまで今とんとんと順当にお話が進んでいくと、その後の進展がちょっと急過ぎますので、この現時点のタイミングで説明をさせていただきたいということで、この場を設けていただきました。

それでは、資料に沿って説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1をご覧ください。

左上から、まず松尾第二期工業団地の概要です。こちら12月会議の方で河村議員の一般質問もございましたが、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の規定に沿って整備した工業団地です。農村地域への他産業の導入や農業従事者の導入産業への就業などを促進することで、農業と導入産業との均衡ある発展と雇用構造の高度化を図ることを目的としています。

ここを造成するときに、ここに農地がございましたので、行政であっても農地をただ造成するというだけでは農地転用をかけられません。市が先ほどの法律に沿った計画をつくって、ここにどんな業種の産業を持ってくる、農業者何人ぐらい雇用するよという計画をつくって、そしてそれが認められて造成を行ったと。造成を

する理由として、そういうことが必要やったということではあるんですが、そういう趣旨での造成になっています。

土地所有者は鳥羽市開発公社であるが、企業誘致の推進は、市農水商工課を中心に継続をしております。

近年変わったところとしまして、平成29年法改正で、導入産業が工業以外でもよくなりました。最初は、製造業等の工業でない駄目だったんですけども、もう輸送コストがかかる地方のほうに、なかなか製造業・工業ということに限定していますと、企業進出が来てくれませんので、法律が改正されて導入産業が何でもよくなったという状態でございます。

続きまして、進出希望企業の概要です。

会社名は、株式会社コンフォートアライアンスといいます。ただし、土地の賃貸借と工場建設は、グループ会社の株式会社三洋というところが行い、工業団地に新たに事業所を設立するという形で進んでまいります。

事業内容は、リネンサプライ業。宿泊施設へシーツなどを供給し、回収して洗濯して、また供給するというのの繰り返しです。この場合のシーツなどのリネンは、この会社の持ち物になりますので、クリーニングとの違いはそういう点でございます。また、繊維工業というのも書いてありますが、そのリネンへ鳥羽の海の幸などの柄を刺繍していただくというようなことも、事業内容に含まれております。

資料2のほうに、その会社のもう少し詳しいことをまとめさせていただいておりますので、ご覧ください。2の資料です。

この会社なんですが、本社は東京都でございます。1つ飛ばしまして、事業内容は、寝具・寝装品の企画、製造、レンタル、販売。寝具・寝装品の丸洗い・打ち直し等のメンテナンス。最後に、リネンサプライ業・リネンリース業というのがあります。設立は2014年9月。株主の構成ですが、大和ハウス系の会社ですか、あと先ほど申し上げましたグループ会社、株式会社三洋というようにところも3つ目に書かれております。

次の下段のほうを見ていただきたいんですが、コンフォートアライアンス設立の経緯ということで、このグループ会社が羽毛布団の關係の業務をやっています。HLJグループというんですけども、そちらが布団のことを業務としておまして、そこから業務がどんどん発展してきているというような形でございます。

次のページ、2ページ目、ご覧ください。

上段ですけども、このHLJグループで羽毛の原料の輸入量、国内ですと55%を占めておまして、第1位となっております。その下のほう、コンフォートアライアンスの事業内容というところなんですが、最初その業務用寝具のレンタル・販売というところからスタートしています。中身を読ませていただきますと、「2014年の会社設立以来、全国約1,050軒のチェーンホテル、独立系ホテル、旅館、その他の宿泊施設に羽毛布団を中心とした寝具を導入いただきました」というのが始まりです。

2020年からリネンサプライ事業を開始しました。大都市の宿泊特化型施設に最適なセルフ方式リネンサプライを開発し、2020年よりいろんな工場で稼働しているということが書かれております。「セルフ方式リネンサプライ」という言葉が出てきておりますが、こういうリネンサプライ業、大きな工場を造っておいて、輸送力でカバーをして、たくさんのを1か所で取り扱うというのが、これまでのこういう業種・業態のやり方だったんですけども、ここのコンフォートアライアンスさんの考え方は、観光地に近いところに小さな工場をたくさん設置して、すぐさまお届けするというような概念で事業を進めております。

そこに至った考え方、聞いているところなんですけれども、例えば何か特需的なことで、そういう供給が一度に大量にしなければならぬときに、旅館の皆さんの話を聞いたりすると、例えばこの辺で言うと式年遷宮のときとかの場合なんです、急激な需要増にリネンサプライする側、供給する側が追いつけないというようなことがあるみたいです。そういった課題意識を持って、なるべく近くで必要な数を絶対にお渡しすると、そういうコンセプトで会社をされているそうです。

それで、次の3ページをご覧ください。

日本地図にこの会社の工場が書かれております。先ほど、2020年にスタートしておりますので、まだそんなにたくさんないんですが、北海道のほうに開業予定も含めて4か所、東京のほうに1か所、名古屋近く、飛島というところに1か所、それから大阪のほうに2か所ということで、鳥羽の工場がこの秋の開業予定ということで、現在進んでおります。

おめくりいただきまして、8ページをご覧ください。

三重県の納品実績がございます。こちらが先ほど冒頭に言いました、2014年からスタートしている業務用寝具のレンタル販売のところ、鳥羽でもグランドホテルさんですとか、ビューホテルさんですとかと、もう取引が実際にあるということでございます。

それでは、すみません、A3の資料1のほうにお戻りください。

写真を挟んで下です。希望区画は3号地というところで、鳥羽ファイブのほうに近い2番目に大きな、形のいい長方形のところになっております。

操業開始時期ですが、先ほど申し上げました、上で申し上げました法律に基づいて、県と市が計画をつくっております。この計画が変更されて、土地の賃貸借の契約ですとか、あと協定等を締結後、速やかに工場建設に取り掛かりたいという話でございます。

従業者の見込み、正規15名、パート30名。

設備投資としては約7億円、これは建物を含みます。

工場の概要ですが、鉄骨1階建ての、床面積は1,900平米。この3号地のおよそ半分ぐらいの大きさの建物のイメージです。

導入設備は、先ほど申しました刺繍をするためのマシン、あと選択脱水機、乾燥機、アイロンを自動がけするアイロナーというものです。

用水・排水ですが、用水は上水道を使用予定です、112トン。排水が日に98トンということです。量がちょっと分かりにくいんですけども、8時間稼働しているとしますと、排水が1秒3リットルぐらいのイメージです。

車両ですが、営業用の乗用車1台とトラック6台の予定です。

洗濯の方法です。業務用の洗剤・柔軟剤を用いて、高温で水洗いをするというふうに聞いております。シーツ等人の脂がつきますので、温度を高めて洗うと。阻集器という、その脂分を中心に取り除く機械がありまして、その工場の地下に大きな水のタンクがあって、そこに排水が流れ込んでいって、温度を下げながら、脂分、浮遊物、繊維等を除去し、国・県の排水基準を満たす状態で排水をするというふうな洗濯方法となっております。

もう一度、すみません、先ほどの資料2の12ページをご覧ください。一番最後のページです。

排水につきまして、国・県の定める許容限度、物質とか濃度とか、そういったものについての許容限度がありまして、これがその一覧になっております。その中で、黒い太枠で囲ってあるところは、松尾第二工業団地の場所が、第一種水域といって一番基準が厳しいところでございます。そこは県の条例で上乗せの数値がございまして、太い四角の中は、その上乗せ基準、県条例の上乗せ基準が適用されている部分です。

今回のコンフォートアライアンスさんの出す関係の物質とかにつきましては、そこに丸印がついておりますようなものになっています。物質ではないんですけども、上から水素イオン濃度、それからBOD、COD、それから浮遊物質、飛んでノルマルヘキサン抽出物質、動物性油脂のことだそうです。それから、窒素、リンというものを排出するといっております、この範囲内で排水を流しますということを聞いております。

こちらは、合併浄化槽は認可された浄化槽を設置すればそれでいいんですが、この事業所を造るときは県の許認可がございまして、水質汚濁防止法に基づく県の許認可がいりまして、2月中にもう県のほうに行って、事前協議は完了しているというふうに聞いております。

すみません、また資料1にお戻りください。

鳥羽市に与える影響、右側のところへ行きます。

よい点なんです、市外へ流れている観光関連の仕事が市内で行われることにより、観光客が使ったお金が市内で還流し、市内生産と市民所得の向上が期待できると。せっかく観光客が鳥羽市に来ていただいて、鳥羽に落としていただいたお金を、今こういう業種は、主に四日市のほうで洗濯が行われているというふうに聞いています。なので、鳥羽に落ちたお金が、外の四日市の人の所得になっているというのが、これから鳥羽のほうで雇用が生まれて、鳥羽の生産になって、鳥羽の市民の所得のほうにつながるということで、漏れバケツ理論のまさにそのよい事例じゃないかなというふうに思っております。

それから、ポツの2つ目ですが、兼業農家の就労先、先ほど法律上で市の計画をつくってあると言わせていただきましたけれども、もうまさにそのとおりで、農家の方が、兼業の方、田んぼとかをやられている方が引き続き農業をやるには、やはり兼業先、安定的な就労先が要ってくるということで、農業の後継者不足解消の一助となり得ると考えております。

それから、その次のポツですが、農業者だけではなく、就業先の増加によって、転出の抑制には、もちろん効果があると思います。

それから、宿泊施設のほうのメリットなんです、宿泊施設の経費の1割程度が、こういうリネン関係の経費だというふうに言われておまして、近くに工場があることでコストが安価になるというふうに聞いています。企業から聞いておりますのは、2割程度そのリネンにかかる経費が下がるというふうに聞いておりますので、そこについては大きな効果があるんじゃないかなというふうに感じております。

ということで、担当課としましては、進出に大きな利点があると判断をいたしております。

与える影響のもう一つのほう、流域・海域の皆様が不安を感じる点ということで、排水について、法定の基準等を遵守する対応はもちろんなんですけれども、何かが起こったときというのがやっぱり怖いかなという、影響が起こり得るんじゃないかというところを考えないかなというところなんです。

この会社のほうで、今稼働しているほかの工場で、公害の発生とか地域からの苦情とか、あと漁業者さんとあつれきがあったりとか、そんなことは全然ないということなんですけれども、市と企業のほうで環境保全協

定を締結して、担当課、私どもが継続して関与をしたいと考えております。

その環境保全協定の概要ですが、ちょっとたくさんありますので、下の2つだけ紹介させていただきます。工場の操業に起因すると思われる公害が発生した場合、市は速やかにその原因究明のための調査を行う。調査の結果、工場の操業に起因して住民の健康・財産に被害を与えたと認められたときは、企業の故意・過失の有無にかかわらず、速やかにその加害原因を除去し、被害者に対し被害補償の要求の協議に応じて、誠意を持ってその解決に当たってくださいと、こういうところまで合意しております。

ということで、いろんな準備をしながらここまで至りました。

裏面のほうで、そのほか、どういうふうな進み方になっているかというところをご説明させていただきたいと思います。

赤色が市と企業で一緒になってやること、緑色が市と公社が中心になって説明すべきこと、青色が企業、私どもが行くときもあります、企業が中心となって行うというような区分になっております。

一番左ですが、4月中旬まで、先ほど申しあげました環境保全協定案の内容を詰めてまいりました。その後、町内会長のほうへ説明に行っております。ちょっと先に、一通り最後まで流れだけ説明させていただきます。それを終わったら、隣家への説明。あと、鳥羽市民の環境と自然を守る条例で、2種類協議をしなければならない先がありまして、一つ目が田んぼの水を使っている方々です。水利組合とか関係者への協議があって、もう一つが漁協さんの協議です。それが終わりましたら、公社の理事会で賃貸借、あと無償貸与を希望されておりますので、そちらの決定をしていきたいと考えておまして、6月2日にこの理事会を予定しております。先ほど申しあげました、市の実施計画の変更をしなければならぬと申しあげましたが、その変更を今、県に同意の協議中でございます。その公社の理事会での決定と市の計画の変更が整いましたら、間もなく整うという算段で進めておりますが、6月9日に企業立地協定、環境保全協定等を結んでいきたいというふうにご考えております。

先ほど開会日のときに言っとったら、ちょっとすぐに動きがあるんでというところが、この辺りの日程ということでご理解いただきたいと思います。

こちらの協定、契約等が済みましたら、6月中旬には工事に入って、11月にサービスを開始したいということでございます。

ここまで回ってきた先の意見の概要等を、ちょっと申し上げたいと思います。

まず、一番最初に行かせていただいたのが、緑色の町内会長説明のところ、松尾町内会の三役さんのところへ行かせていただきました。そのときに頂いたご意見、ずっと入居がなかった工業団地に話があるのはいいことですし、地元雇用が増えることもありがたいというご意見をいただきました。

ここの排水が出る場所が、こちらから国道を進んでいるイメージで言いますと、ファミリーマートがあって、王将があって、警察があって、しばらく行って松尾駅があるんですけども、警察から松尾駅の間、もう本当に工業団地の曲がっていくところから真っすぐ、どんと川のほうに排水が来ております。なので、松尾町内会の三役さんの考え方としては、もう町なかは過ぎているんだなということと、あと松尾の田んぼをしている人が水を取っている場所は、松尾駅よりもさらにもうちょっと上流ですので、松尾の田んぼの人もあまり関係ないかなということで、松尾にはあるところなんやけれども、排水の関係で何かそんなに考えんでもいいとい

うか、そんなに大きな影響ないやなというふうなご理解をされました。というようなお話でした。

その次に私が行きましたのが、水利組合です。先ほど申し上げた中で、王将のところの川のあたりから、岩倉の田んぼを持たれている方へ、水をくみ上げて流しています。加茂駅の前あたりの田んぼのほうに流しています。それと、水源地のところから、その水源地の前の田んぼと、若杉町、船津町のほうへ水が行っていますので、2つの井堰がありまして、そちらの皆さんのところへ話に行っています。

水利組合の岩倉水利水防組合というところに行きまして、5月7日に、その役員さんと、あと岩倉の町内会の役員さんもオブザーバーに加えて、土曜日の夜に説明に、企業と一緒にに行ってきました。そのときも、排水という面で反対されるとか、そういう方はいらっしゃらなかったです。いい話やなというご意見をいただいたぐらいでした。あとは、水道への影響はどうなのというところがありました。これは、水道課に確認してきていることなのですが、上水道、岩倉の水源地は、河内川のほうの地下を通ってくる副流水をコントロールしながらくみ上げているので、松尾川から来る加茂川、粘土層の地下にあまりしみ込まない水の影響はないような運用をしているというふうに聞きましたので、そのあたりの説明をさせていただきました。

ということで、岩倉の水利水防組合さん、岩倉町内会さんへのほうは、反対意見ございませんでした。

あと、その井堰から水を取られている河内の方、船津の方には、もう私だけで行かせていただきまして、ええ話やなということでも理解いただきました。もう企業、来んでもいいよというか、そこは分かったよということで、ご意見いただきました。

次、漁協さんのほうの話です。漁協さんのほうは、環境と自然を守る条例で協議しなければならないとなっていますが、どういうふうにさせてもらいましょうという相談に、まず行きました。組合長、常務、総務指導課長のほうに相談させていただいたんですけども、5月31日の理事会での報告事項としたらどうですかということで、ご意見いただきました。それに加えて、加茂川の影響を受けやすい安楽島、小浜、坂手、菅島の理事さんには、事前に行って説明しておいたほうがいいよということでしたので、こちらも今、そのうちの3人は、もう会ってお話しさせていただいて、1人はまだという状態です。その3人さんなんですけれども、企業が来てくれる話なんで反対はしないよというご意見が皆さん共通のところなんです。ただ、やはり化学物質系、自然界でなくなっていくような化学物質系が出てくることは、やっぱり一番漁業者としては嫌なこと、避けたいことなので、その辺の対応はしっかりしてくださいという話をいただきました。3人中お二人が、そんなご意見でした。

ちょっとその場でいただいた質問とかも、5月31日の理事会のほうで、きちんと企業と一緒に行って説明をして、こちらのほうの協議をしていきたいと思っております。

全体でこういうような流れで進んでおりまして、本当に回ってきた中では、どうしても反対だというような方はいらっしゃらなかったというのが実際のところなんです。非常にありがたい話だったと思っております。

ということで、とんとんに行きますと、この6月上旬にも、もう企業立地協定というところになってくると思っておりますので、ぜひ進めていきたいと思っております。何か聞かれたときに、よいイメージで伝えていただけるとありがたいなと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

○木下順一議長 執行部からの説明は終わりました。

この件につきまして、何かご意見、ご質疑はございませんか。

瀬崎議員。

○瀬崎伸一議員 会社の名前が書いてあったので、ちょっとネットを通じて会社のホームページを見せていただいたんですけども、従業員を雇う見込みが、正規15名、パート30名。この規模がどれぐらいの大きさのものかというのが、私全然分かんのですけれども、ちょっとホームページのほうに、3から5件ぐらいに得意先の件数は限定するというような感じの書き方がされるところがあるもので、それやと、何となく、せっかく鳥羽市のものを鳥羽市に出そうよと言っているのが実現できんのかなというのが、ちょこっただけ疑問に思ってしまったところがあったんで、また、今回答いただかなくて結構ですんで、見ていただいて、ちょっと、何かうまく皆が使えるようなものにもしてほしいなというのものもあるんで。

○木下順一議長 奥村課長。

○奥村農水商工課長 こちらの企業さんが伊勢志摩のほうへ来ようとするに当たって、旅館組合長とかにご協力いただいて、一度どのぐらいの需要があるかというのを把握されたそうです。それで、かなりの需要があるというのが分かりまして、ここの鳥羽工場というのが、これまでの中で一番大きいのを造るというふうに聞いています。レーン作業というふうに言われとるんですけども、今まで1レーンでやっていたものを、鳥羽工場は2レーン造るということで、従業員数も多いと聞いていますし、扱いも大きい。それは、聞いていただいた上で大きくなると把握しておりますので、そのような対応はされとるんだと思っております。

○木下順一議長 他にございませんか。

戸上議員。

○戸上 健議員 年間の経済効果額というのは、推計どれぐらい予定されるのでしょうか。

○木下順一議長 奥村課長。

○奥村農水商工課長 出したんです。出してみたんです、私なりに。ちょっと1社のことでもんで、1社の売上げを公表することになります、それを元に公表することになりますので、ちょっと避けたいなというのが実はあります。

ある程度軌道に乗ったときの年間売上高というのが、開発公社の土地の賃貸借の申込書に書くところがありまして、それでその額が分かっているんですわ。その額が、これまで市外に出とったのが市内に残るということで、まずそれがもう、市内生産が増えるというのがまず一つあるんですが、そこから従業員さんの所得とかになって、家計を迂回して、市内の購買が増えるとかというので、その何割かがさらに効果があるというふうなところまで数字も持つとるんですけども、ちょっと1社のことでもんで、また後ほど、口頭でもよろしいでしょうか。

○木下順一議長 戸上議員、後ほどそこは聞かれたらどうですか。

○戸上 健議員 分かりました。

○木下順一議長 それ以外にあったら、どうぞ。

○戸上 健議員 市に対する税収額とか、そういうのは推計できるのでしょうか。土地なんかは賃貸と、固定資産税は免除とか、いろいろ便宜を図るとるというふうに思うんです。それで、軌道に乗ってから、そういうものが終わってから、市に対する税収額というのは、年間どれぐらいになるのでしょうか。

○木下順一議長 奥村課長。

○奥村農水商工課長 そちらも、ちょっと1社、同様に1社ということですので、実際まだはじいてはない、そこははじいていません。設備を入れるのがリースであるのか自社のものなのかとか、その辺もちょっとまだ確認ができていませんので、そこはすみません、3年目からどのような固定資産税額となるのかというところは、まだつかんでいないところです。

ただし、先ほどこういうリネンを供給するところで、宿泊施設の経費の1割程度がリネンの経費だと言われていまして、それが2割程度安くなるよというふうな話をさせていただいたんですが、そのコスト削減メリットとして、市内で1億円ぐらいのメリットはあるかなというふうには計算しています。

ですので、すみません、経済波及効果の部分と税收部分は、ちょっとお答えできていないんですが、そういう部分は、コストメリットの額は1億ぐらいやと考えております。

○戸上 健議員 分かりました、了解です。

○木下順一議長 よろしいでしょうか。

他にございませんか。

南川議員。

○南川則之議員 1件だけ教えてください。

洗濯するときに阻集器で脂分を除去するというので、排水基準どおり流すというんですけれども、その集めたものの処分というんですか、それはどうなっていくかというのを、分かれば教えてください。

○木下順一議長 奥村課長。

○奥村農水商工課長 阻集器で集めたものは、あれ何て言うんですしたっけ、ごめんなさい、一般家庭から出るごみじゃなくて……

(「産業廃棄物」の声あり)

○奥村農水商工課長 産業廃棄物として、すみません、処分するというふうに聞いております。

あと、追加でなんですけど、阻集器というもので処理をするときに、塩素系の消毒剤とか、そういうものを付け加えることもないというふうに聞いています。

以上です。

○木下順一議長 南川議員。

○南川則之議員 産廃になるということですので、適正な処分というのを多分してくれると思いますけれども、きちっとやっていただきたいということで、申し添えておいてください。

以上です。

○木下順一議長 他にございませんか。よろしいですね。

(「なし」の声あり)

○木下順一議長 ないようですので、執行部の説明を終わらせていただきます。

以上で本日の協議事項は全部終了いたしました。

これをもちまして、全員協議会を散会いたします。

(午後 4時28分 散会)

---

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和4年5月23日

鳥羽市議会議長 木 下 順 一